

一般財団法人沖縄県水産公社地方卸売市場業務規程 新旧対照表

令和6年9月11日

改正案 (該当条文のみ)	現行 (該当条文のみ)
<p>(開場の時間) 第5条 変更なし</p> <p>2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、<u>午前4時30分</u>から正午までとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年9月11日から施行する。(第5条の改正)</u></p>	<p>(開場の時間) 第5条 開場の時間は次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができるものとする。 開場の時間 午前0時から午後4時まで。</p> <p>2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、<u>午前5時</u>から正午までとする。</p>

※施行日は理事会における決議日とする